社会保険料控除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護 保険料を社会保険料控除として算入する場合、支 払額を証明する書類の提示が必要です。

領収書などが手元にない人については、証明書 を発行しますので、運転免許証などの身分証明書 と印鑑を持って税務課(国民健康保険税)、市民課 (後期高齢者医療保険料)、健康長寿課(介護保険料) へお越しください。

※年金天引きされている人は、証明書を発行でき ません。年金の源泉徴収票で確認してください

■問い合わせ

【国民健康保険税】 税務課☎ 64 · 6004 【後期高齢者医療保険料】 市民課☎ 64 · 6018 【介護保険料】 健康長寿課☎ 64 · 6014

国民年金保険料を社会保険料控除として算入す る場合、国民年金保険料の「控除証明書」または「領 収書しの添付が必要です。

控除証明書は、平成27年11月上旬に対象者に 送付されています。 同年 10 月 1 日以降 12 月 31 日までに、その年初めて納めた人については、2 月に送付される予定です。

※市役所で証明書の発行はできません

■問い合わせ

日本年金機構敦賀年金事務所 ☎ 0770・23・9902 ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎ 0570 · 058 · 555



市県民税で住宅ローン控除

平成 12 年から同 27 年までに入居し、所得税の 住宅ローン控除の適用を受けた人については、所 得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人 住民税から控除できます。

この制度の適用を受けるためには、確定申告ま

たは年末調整(初年度については確定申告)が必 要になります。

※平成 19・20 年の入居者は所得税のみの対象と なります

※控除期間が経過した場合は、対象となりません

公共施設 指定管理者の指定

小浜市まちの駅

【施設の所在地】

白鬚 111 番 1

【指定管理者】

株式会社オーイング

【指定期間】

平成28年5月1日~31年3月31日



■問い合わせ 商工観光課 64・6021

小浜市農産物加工施設

【施設の所在地】

南川町 4番 30号

【指定管理者】

若狭農業協同組合

【指定期間】

平成28年4月1日~33年3月31日



■問い合わせ 農林水産課 64・6022

小浜市町並みと食の館

【施設の所在地】

飛鳥 108

市では、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第

5条第1項に基づき、各施設の指定管理者を下記のとおり指定します。

【指定管理者】

有限会社ホテルアーバンポート 【指定期間】

平成28年4月1日~33年3月31日



■問い合わせ 文化課 64・6034

確定申告はお早めに!

平成28年度の市県民税、平成27年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。 必ず期限内の申告をお願いします。

受付期間 2月16日 (2月16日) (土日を除く) 9時~12時、13時~16時 問い合わせ 【市県民税】税務課☎ 64 · 6004 【所得税】 小浜税務署☎ 52 · 1008

【市役所4階大会議室(大手町)会場のスケジュール】

受付期間	対象地区・区
2月16日® { 22日第	小浜(清滝/津島/多賀/鈴鹿/塩竃/生玉)、 西津(小湊/大湊/北塩屋/西長町/北長町/福谷)、内外海(仏谷/堅海/泊/田烏を除く)、国富、宮川
2月23日後	小浜(玉前/今宮/広峰/白鬚/酒井/駅前町/川崎)、雲浜(南川町/後瀬町/上竹原/関)、松永、遠敷、今富
3月1日※ 5 7日	小浜(竜田/住吉/日吉/神田/大宮/ 男山)、雲浜(千種/大手町/四谷町/ 一番町)、内外海(仏谷/堅海/泊/田烏)、 □名田、中名田、加斗
3月8日後	小浜(鹿島/白鳥/貴船/浅間/大原/香取/飛鳥/青井)、雲浜(城内/雲浜/山手/水取)、西津(堀屋敷/板屋町/新小松原/下竹原/小松原川東/小松原川西)



【JA 若狭本店(遠敷) 会場のスケジュール】

受付日	対象地区
2月16日⊛	小浜、雲浜、西津、内外海
2月17日®	松永、宮川
2月18日金	国富
2月19日金	遠敷
2月24日®	今富
3月3日徳	□名田、中名田
3月4日	加斗

- ※混雑を避けるため、できるだけ指定された期間 期日にお越しください
- ※営業所得、事業所得、農業所得、不動産所得の ある人については、「収支内訳書」を事前に作成 してからお越しください
- ※医療費の控除に必要な領収書は個人ごと、医療機 関ごとに小計しておいてください
- ※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人 が、市県民税または所得税の確定申告をした場合 は、申告が優先されます。そのため、申告をする 場合は必ず、ふるさと納税に伴う寄附金控除を含 めた申告手続きを行ってください

介護認定者に障害者控除対象者認定書、おむつ使用確認書を発行

65歳以上で、要介護度1以上の要介護度認定を 受けていると、確定申告で障害者控除を受けられ ることがあります。また、おむつ代が医療費控除 の対象となる場合があります。

該当する人には、障害者控除対象者認定書また はおむつ使用確認書を発行しますので、印鑑を持っ て健康長寿課へお越しください。

■問い合わせ 健康長寿課 ☎64・6014

公的年金などに係る確定申告

平成23年分以後の各年分について、公的年金の 収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金 などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で ある場合には、所得税の確定申告をする必要がな くなりました。

- ※生命保険料、医療費控除などにより、所得税の還 付を受ける場合は、確定申告をする必要があり ます
- ※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市・ 県民税の申告が必要な場合があります